〔別紙〕

随意契約理由書

神戸市

件　　名	港島トンネル可変表示設備年次点検整備
契 約 業 者 名	ミナモト通信株式会社　関西支社
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の相手方を選定した理由

港島トンネル可変表示設備は、港島トンネル及び神戸大橋の通行車両に対して、案内、注意表示を行い、通行車両の安全と交通の円滑化を確保するための重要な設備である。そのため、当該設備の機能を良好に維持し、トンネルを安全に運営するために、本業務を行うものである。

当該設備は、小糸工業株式会社（現　株式会社小糸製作所）が独自の技術により設計、製作および据付を行っており、点検整備業務の履行には小糸工業株式会社（現　株式会社小糸製作所）の有するノウハウが必要である。

ミナモト通信株式会社は、当該設備の製作および据付けを行った小糸工業株式会社（現株式会社小糸製作所）より、点検整備業務を移管されており、機器の構造・制御等について熟知し、本業務で生じた技術的な問題に対しても迅速に対応でき、かつ安全に履行することができる唯一の業者である。

したがって、本業務の施行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記会社以外にはないため随意契約を行うものである。

担当部署 **（問合せ先）**	港湾局工務課設備保全所（電話番号303-1414）